

平成 17 年 1 月 28 日

各位

埼玉縣信用金庫  
松井証券株式会社

### 埼玉縣信用金庫と松井証券における 営業店窓口での証券口座開設申込書受付に関する業務提携について

埼玉縣信用金庫（本部：埼玉県熊谷市、理事長：安田 裕信）と松井証券（本店：東京都千代田区、社長 松井 道夫）とは、営業店窓口での証券口座開設申込書の受付に関して業務提携し、下記の通り、埼玉縣信用金庫の営業店窓口で松井証券の口座開設申込書の受付サービスを行うことを決定いたしました。

今回の提携により、オンライン專業証券である松井証券とのお取引を始めるお客さまが口座開設する際に、これまでのインターネットを通じた口座開設申込みだけでなく、埼玉縣信用金庫の店舗を利用した対面チャネルでの口座開設もご利用いただけることになり、証券口座開設の受付窓口が大きく拡大いたします。そのため、株式投資ニーズのあるお客さまにとっては、これまで以上にサービス・利便性が向上するものと考えており、今後、個人投資家の裾野拡大につながることを期待しております。

なお、埼玉縣信用金庫が営業店窓口で証券口座開設申込書の受付を行うのは、信金業界で初めてであります。

#### 記

##### ・サービスの内容

平成 17 年 2 月 1 日（火）より、埼玉縣信用金庫は、全ての営業店窓口において、松井証券の証券取引口座開設申込書の受付を行います。

これにより、埼玉縣信用金庫の県内 99 店舗において、近くに証券会社がないお客さまや株式投資を始めたいお客さま、特にオンラインでの証券取引ニーズをお持ちのお客さまなどに対し、普段使いなれた当金庫の営業店窓口で証券口座の開設ができる利便性の提供が可能になります。

以上

##### < 本件に関するお問い合わせ先 >

埼玉縣信用金庫	営業統括部	TEL : 048 - 526 - 1111
松井証券	社長室	TEL : 03 - 5216 - 0818

(参考資料)

## 業務提携の具体的内容

### 1. 業務提携内容

埼玉縣信用金庫は、松井証券から以下の通り、証券取引口座開設に関わる書類の受付事務を受託します。なお、本件業務提携は、証券仲介業に該当するものではなく、現行の証券取引法及び信用金庫法（注）の枠内で実施いたします。

営業店窓口での証券口座開設書類の備え置き

営業店窓口での証券口座開設書類の受付

ポスター、チラシの掲示、設置等

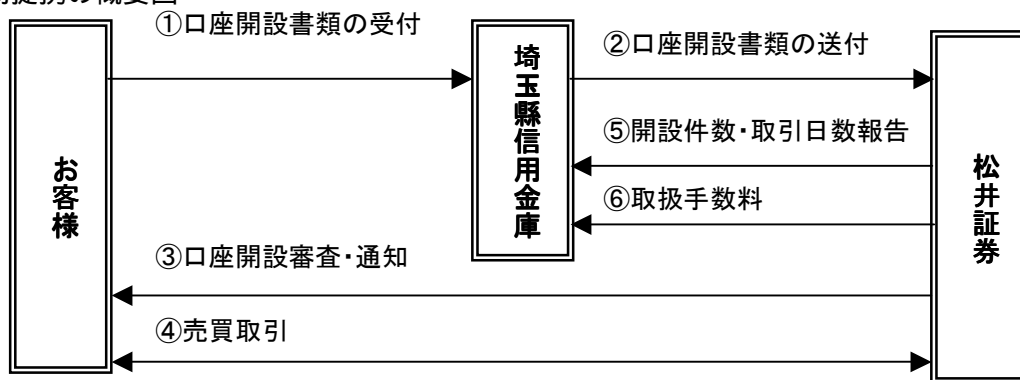
口座開設書類の松井証券への送付

松井証券では、埼玉縣信用金庫から受け取った口座開設書類の審査と本人確認を行った後、申込みをされたお客さまに対し口座開設完了のご連絡を行います。

(注)証券取引法第65条第1項では、銀行等の金融機関が証券業を行うことを禁止しておりますが、今回の業務提携は証券取引の勧誘行為や媒介を行うものではありませんので、証券仲介業に該当しません。

信用金庫法第53条3項では、「その他の付随業務」により事務受託を行うことができる旨規定されており、付随業務には「勧誘行為をせず単に顧客を証券会社に紹介する業務」も含む（中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針）とされております。なお、埼玉縣信用金庫では、当金庫がお客さまに勧誘行為を行っていないことを確認するため、口座開設申込み時にお客さまから「口座開設について勧誘行為を受けていない」旨の書面を提出していただきます。

### 2. 業務提携の概要図



- (1) 口座開設が完了した口座数に対して1口座当たり、松井証券と協議の上定められた取扱手数料を受領する。
- (2) 上記口座で有価証券の売買を行った場合、取引の金額・回数にかかわらず、取引のあった日数に対して1日当たり、松井証券と協議の上定められた取扱手数料を受領する。

### (注) 個人情報の取扱

・口座開設書類の原本は松井証券に送付いたしますが、その写しを埼玉縣信用金庫において保管します。信用金庫の業務のために個人情報を利用することにつき、あらかじめお客さまから書面によりご同意をいただきます。

・松井証券は、お客さまが行った有価証券の取引に関する情報を一切開示いたしません。ただし、取扱手数料の計算や分析のために、支店毎の口座開設件数と取引日数の報告を行います。この場合も、個人情報保護法の問題を考慮して、特定の個人を識別できないよう十分な配慮をいたします。